

一時抹消後の長期間放置車が多数 これで「中古車」といえるのか

ELV機構が中古車流通実態を独自調査

「経産省」と「環境省」に実情訴える

有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構(酒井清行代表理事)は、かねてから問題となっていた「一時抹消登録後の車両の行方」について本年2月、「使用済み自動車流通研究会」(青木勝幸委員長)を立ち上げ、5ヶ月間に亘ってオートオークション会場、大手ディーラー入札会における出品落札車両の流通実態を独自調査してきた。このほど内容結果をまとめ、要望書として経済産業省・環境省に提出するとともに、6月16日東京で開催されたELV機構平成18年度社員総会で調査結果を公表した。

調査の結果、①オートオークションなどの中古車流通過程を経た車両に一時抹消登録をうけたままの状態の車が多数存在する②同一の流通事業者が非常に多くの一時抹消登録車両の最終所有者になっていることなどが明らかになった。また本来、中古車流通の仲介業であるはずのオートオークション会場が「限りなく使用済み車に近い車両」を自ら落札・出品している事例、落札された車両の中で半数以上の車が一時抹消のまま1年間も放置されて居る事実も判った。

これらの車両が「限りなく使用済み車に近い車両」とする根拠の一つとして、調査対象オークションでのオークション主催者自身が出品した車両の平均落札価格は9,965円(最低2千円から最高3万円)と1万円にも満たない車両を「中古車」として流通させていた、という事実である。同オークション会場が公表している2005年度の成約車両金額(790,882百万円)と成約台数(1,408,478台)で計算すると1台当たり落札価格は561,515円となり、平均的な中古車としての流通価格とは雲泥の差があると言うことである。

このことは①本来中古車仲介業とするオークション業者自らが「使用済み車売買」に参加していること②すでにオークション会場に「使用済み車」が流通されて



経産省自動車課の清水課長補佐(右から2人目)に調査報告を手渡す
青木ELV流通研究会委員長と委員の皆さん

いる、ことが懸念される。また平成17年7月にオートオークション会場で落札された車両の追跡調査を行った結果、54%が一時抹消登録のままとなっており、平成18年5月の時点の調査でも解体報告も輸出報告もなされていなかった。昨年7月の落札車が流通価値の高い「中古車」であるならば、どこかに滞留しているとは到底考えられない。

1年前の産構審・中環審合同会議で ELV機構が問題指摘

ELV機構としては、すでに昨年7月に開催された

▼ 第9回産業構造審議会・中央環境審議会専門委員会合同会議の席上、委員である酒井E LV機構代表理事から①(国土交通省に対して)一時抹消後、1年後に行われる催告についてどのように行う予定か。本件(抹消手続き後の車両の動向把握)については、自動車リサイクル法の定着度を測る判断材料にもなるので、データ一把握及びその分析を行っていただきたい②一時抹消後使用済み自動車になるまでに滞留する台数がどのくらいあるものなのか、またこうした台数を把握できるようなシステム構築を検討して欲しい③オートオークションにおける自動車流通の実態を解明して報告していただきたい、との発言を行っている。

これについて、国土交通省から「一時抹消後、1年後に行われる確認については、その方法も含めシステムをどうするか現在検討中。抹消登録データ-の推移に

▼ ついては引き続き注視していく」との回答があり、経済産業省からも「オートオークションにおける自動車流通に関しては、これ自体が即違法と言うわけではない。一方で何らかの問題があれば、これを是正して行く必要がある。引き続き、その流通状況を注視しつつ、協力して適正処理を進めていく」と回答している。

第9回の合同会議開催からほぼ1年、来る7月14日開催予定の第10回産構審・中環審合同会議において、これらの課題がどのように進展解決への方向へ向かっているのか、またこのたびE LV機構が自ら調査し提出した「要望事項」がどのように取り扱われるのかが明らかにされるはず。会員の皆さんとともに注目していただきたい。

※E LV機構から経産省と環境省に提出された「使用済み自動車流通調査報告」は、E LV機構のホームページに掲載されます。

第2次「酒井JAERA」がスタート 平成18年度定期社員総会を開催

第2次「酒井JAERA」がスタートした。E LV機構は6月16日、東京港区の品川プリンスホテルで平成18年度定期社員総会を開催。平成17年6月の創立総会から1年を経過、今回が実質的な「社員総会」となった。委任状10人を含む54人の全社員が参加、1年間の活動報告と新年度事業計画、組織人事を承認した。18年度は、1年間の活動実績を踏まえ、酒井代表理事を含む理事は、途中退任した2名を除き全員留任とした。新体制は平成18年、19年の1期2年間の運営責任を負う。

特に18年度は、中小企業団体中央会の支援を得て取組む「活路開拓事業」が重点活動となる。7月の活路開拓事業委員会開催を皮切りに、機構会員の実態調査→先進会員企業の選定→ビジョン策定→全国研修会の

▼ 開催、と来年3月をめどに一連の活動が開始される。社員総会には経産省自動車課から清水淳太郎課長補佐、水口良孝課長補佐、呉村益生課長補佐、環境省自動車リサイクル対策室から東幸毅室長が来賓として出席。設立時からE LV機構のさまざまな場面に立ち会ってきた清水課長補佐から「機構の設立に携わって1年、自動車リサイクル法の経過とともにさまざまな状況変化があった。こうして激動の1年を過ぎて振返るとE LV機構の成長振りが肌身に感じられ、万感胸に迫るものがある」と祝辞を述べた。

記念講演会と活路開拓事業キック オフ宣言（平成18年度全体集会と懇親会開催）

社員総会閉会後、引き続き一般会員、関係団体・企業代表の参加を含めた全体集会が開催された。会場は予定した250席を大幅に上回る参加者で超満員。

今年度のスローガン「目指そう、E LV流通の正常化」「見逃すな、不法流通と違法処理」の垂れ幕が下がる中で、来賓を代表、環境省の東自動車リサイクル対策室長から「環境に対する企業の社会的責任が問われる中でE LV機構の果たす役割はますます重くなる」と祝辞が述べられた。この日のハイライトは記念講演。中小企業診断士でありメイソンコンサルタントグループ代表の



E LV機構平成18年度定期社員総会で挨拶する経産省の清水課長補佐



満席になった全体集会会場で挨拶する環境省の東自動車リサイクル対策室長

▼ 藤田史義氏から「自動車解体業界の経営革新」と題しての講演が行われた。(講演要旨は別項掲載)藤田氏は「構造変化が激しい自動車解体業界が生き残るために経営の質的変革が必要である」と他業界の多くの事例を挙げて変革への取り組みを力説した。

最後は、今年度の重点事業「活路開拓事業」の検討委員会外部委託委員の就任をお願いした熊本大学教授の外川健一氏、メイソンコンサルタントグループ代表の藤田史義氏、元自動車再資源化協力機構理事の姫野良治氏の3氏を紹介した上、寺谷優副代表理事による「活路開拓事業キックオフ宣言」で締めくくった。

300人近い参会者でにぎわう

懇親会は、300人は収容可能という品川プリンスホテル30階富良野の間が満員になる盛況の中で行われた。恒例となった自動車リサイクル促進センターの中谷義男専務理事の音頭で高らかに乾杯、ELV機構第2期スタートを祝った。

懇親会には経産省自動車課、環境省自動車リサイクル対策室の担当スタッフ始め、自動車リサイクル促進

◆経産省、清水課長補佐が異動

ELV機構設立にご支援を戴いた経産省製造産業局自動車課の清水課長補佐が6月16日付で異動となつた。後任には経済産業政策局産業再生課から呉村益生企画係長がリサイクル担当課長補佐として就任した。清水課長補佐は今夏、米国の大学へ留学の予定。

◆「自動車廃バッテリー」輸出に警告!

経産省と環境省は先頃「使用済み鉛バッテリーの輸出」については、事前に輸出許可を必要とする旨の通

自動車解体業界の経営革新 記念講演 要旨

自動車解体業界を取り巻く環境は、自動車リサイクル法以降、大きく構造変化が起きた。そのため業者間の競争激化を招いている。これを乗り切るには経営の質的変革が必要だ。それには①顧客満足度向上の追求②戦略的思考③結果を出すまでの仕組みの改善④理念、ビジョンの重視⑤法律の遵守、の5つの取組みが大切。

まず、社員皆がわかりやすい目標を掲げること。その目標達成のための具体的な手段を示すこと。社員が努力した結果が給与に反映しているのかどうか経営をガラス張りにすること。そのための内部環境の整備と外部環境の点検が欠かせないこと。それは自社の弱みも強みも知ることになり経営戦略が立てやすい。

そして他にはない特色有る企業作りを目指すこと、最後に個々の役割を自覚し、相互の意思疎通を行うことが大切。



全体集会で記念講演を行う藤田メイソンコンサルタントグループ代表

▼センター、自動車再資源化協力機構の各メンバー、トヨタ自動車、日産自動車など自動車工業会リサイクル部会の担当者など多彩な顔ぶれが参加、ELV機構会員メンバーとの活発な情報交換の場となつた。

▼達を出した。「再利用品」としてではなく「資源」として無許可で輸出された事犯のため。鉛の輸出はバーゼル条約違反となるため、あくまでも「バッテリーとして再利用される証拠」を提示し事前に承認を受ける必要がある。窓口は経産省環境指導室。

経産省とELV機構のホームページがリンク

ELV機構は、経産省のホームページのリサイクル法関連コンテンツのリンクを交渉していたが、このほど承認され法律に関する情報が簡単に見ることが出来るようになった。

<http://www.elv.or.jp/>

エアバッグ類取外回収時のご注意

知つて
いると
便利!!

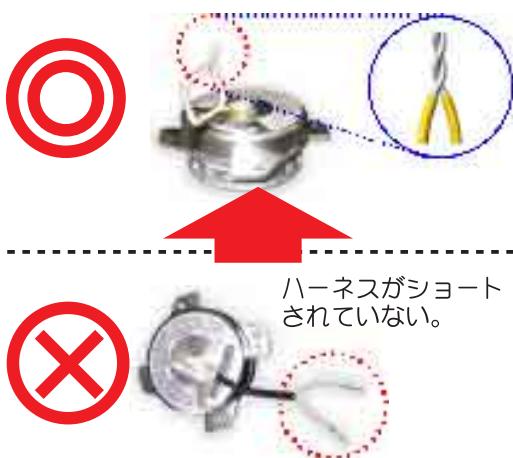
保管時・運搬時に誤作動の危険!!

引取基準に合致していないエアバッグ類が引き渡されています!

[正しい性状] エアバッグ類を取外回収する場合は、エアバッグ類適正処理情報等に記載された引取基準を確認の上、正しい性状で引き渡してください。

電気式エアバッグ類のハーネスの先端は、撓り合わせる等して必ずショートさせる。

※自動ショートタイプのコネクターであるか否か不明な場合は、必ずハーネス先端を撓り合わせる等してショートさせる!



樹脂・金属等の付属品を取り外し、所定の荷姿で引き渡す。



[間違い事例] 運搬ネットワーク業者が性状・個数確認後に容易に収納しなおすことができるようとする。

◎個数確認ができるよう、回収袋はガムテープで固定しない

◎10個程度を目安に回収ケースに入れる



—— 有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構 提供 ——

<p>◆自動車リサイクル法制定の実務責任者、宮本企画官が経産省を離れて3ヶ月、今度は法律施行経過を見守り、業界の課題解決と取組んできた清水課長補佐が去った。</p> <p>◆有為転変なりとして、とかく「お上頬み」の強い我が業界が「独立自尊」の気概に立つ良いきっかけになることが大切。</p>	<p>有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構</p> <p>JAERAニュースレター 発行日：2006年6月24日 発行所：〒105-0004東京都港区新橋3丁目2-2 一美ビル5F TEL.03-3519-5181／FAX.03-3597-5171</p>
---	--